

2. 手当・助成など

児童手当など

●産前産後期間の国民健康保険料の免除

対象 産前産後免除期間に西東京市国民健康保険被保険者の方

内容 出産（予定）日が属する月の前月から4か月間（多胎の場合は出産（予定）日が属する月の3か月前から6か月間）の国民健康保険料が免除されます。

お問合せ ⇒《田無庁舎2階》 保険年金課国保加入係 042-460-9822

●産前産後期間の国民年金保険料の免除

対象 産前産後免除期間に国民年金第1号被保険者の方

内容 出産（予定）日が属する月の前月から4か月間（多胎の場合は出産（予定）日が属する月の3か月前から6か月間）の国民年金保険料が免除されます。

お問合せ ⇒《田無庁舎2階》 保険年金課国民年金係 042-460-9825

●出産育児一時金

医療機関等と直接支払制度の利用に合意した方は、原則出産後の申請は不要です。

【出産後に申請が必要な場合】

●出産費用が一時金の額を下回った ●直接支払制度を利用しなかった ●海外で出産した

お問合せ ⇒ 市の国民健康保険加入者…《田無庁舎2階》 保険年金課国保給付係 042-460-9821

他の健康保険加入者……………ご加入の健康保険組合

●児童手当

対象 15歳到達後最初の3月31日までの児童がいる世帯

※ 公務員の方は勤務先で申請してください。

内容 10・2・6月に支給（所得制限あり）

手当月額：3歳未満	15,000円
3歳から小学校修了前	10,000円（第3子以降 15,000円）
中学生	10,000円
所得制限限度額以上	一律 5,000円
所得上限限度額以上	支給対象外

お問合せ ⇒《田無第二庁舎2階》 子育て支援課手当助成係 042-460-9840

医療助成

●乳幼児医療費助成（マル乳）

対象 6歳到達後最初の3月31日までの、医療保険に加入している乳幼児を養育している方（所得制限なし）

内容 医療保険を適用し、その自己負担額を助成

お問合せ ⇒《田無第二庁舎2階》 子育て支援課手当助成係 042-460-9840

●義務教育就学児医療費助成（マル子）

対象 6歳到達の翌日以後の最初の4月1日から15歳到達後最初の3月31日までの間にあり、医療保険に加入している児童を養育している方（所得制限なし）

内容 ●通院（医科・歯科など）…医療保険を適用し、その自己負担額から1回につき上限200円を除いた額を助成

●入院・調剤・訪問看護…医療保険を適用し、その自己負担額を助成

お問合せ ⇒ **《田無第二庁舎2階》** 子育て支援課手当助成係 042-460-9840

●高校生等医療費助成（マル青）

対象 15歳到達の翌日以後の最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日までの間にあり、医療保険に加入している高校生等を養育している方（所得制限なし）

内容 ●通院（医科・歯科など）…医療保険を適用し、その自己負担額から1回につき上限200円を除いた額を助成

●入院・調剤・訪問看護…医療保険を適用し、その自己負担額を助成

お問合せ ⇒ **《田無第二庁舎2階》** 子育て支援課手当助成係 042-460-9840

●養育医療の給付

対象 出生時の体重が2,000グラム以下の乳児や、医師が入院養育を必要と認めた乳児

内容 医療保険を適用し、その自己負担額と食事療養額を助成

お問合せ ⇒ **《防災・保谷保健福祉総合センター4階》** 健康課事業調整係 042-438-4021

●自立支援医療（育成医療）の給付

対象 18歳未満の身体に障害（肢体不自由・聴覚・視覚・言語・そしゃく・内臓・免疫機能など）があり、手術などにより確実に治療効果が認められる児童

内容 医療保険を適用し、その自己負担額を助成（所得に応じて一部負担あり）

お問合せ ⇒ **《防災・保谷保健福祉総合センター4階》** 健康課事業調整係 042-438-4021

東京都が実施している医療助成

健康課窓口では申請書類の受渡しのみ取り扱っています

お問合せ ⇒ **《防災・保谷保健福祉総合センター4階》** 健康課事業調整係 042-438-4021

①小児慢性疾患の医療費助成

対象 18歳未満で悪性新生物、内臓や血液などの慢性疾患にかかっている児童

内容 医療保険を適用し、その自己負担額を助成（所得に応じて一部負担あり）

②大気汚染医療費助成

対象 18歳未満で東京都内に引き続き1年（3歳未満は6か月）以上住所を有し、気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎又は肺気腫の疾病にかかっている児童

内容 医療保険を適用し、その自己負担額を助成

お子さんに障害がある場合

- 小児精神病入院医療費助成制度、自立支援医療費（精神通院）支給制度
お問合せ ⇒ 《田無庁舎1階》 障害福祉課手当助成係 042-420-2806
- 心身障害者福祉手当、障害児福祉手当、重度心身障害者手当、心身障害者医療費助成制度など
お問合せ ⇒ 《田無庁舎1階》 障害福祉課手当助成係 042-420-2806
- 特別児童扶養手当、児童育成手当（障害手当）
お問合せ ⇒ 《田無第二庁舎2階》 子育て支援課手当助成係 042-460-9840
- 「障害者総合支援法」によるホームヘルプ、「児童福祉法」による障害児通所支援サービス
障害を持つお子さんの介護などの支援を受ける「**居宅介護（ホームヘルプ）**」や、保護者の疾病や事故などで在宅での介護が一時的に困難な場合などに短期間施設で必要な介護を受ける「**短期入所（ショートステイ）**」、外出に付き添いが必要な方で保護者が対応できない場合にヘルパーが付き添う「**移動支援**」などのサービスがあります。
また、障害を持つお子さんへの通所によるサービスには、未就学のお子さんを対象に集団生活の適応訓練などの療育を行う「**児童発達支援**」や、学齢のお子さんを対象に、放課後や夏休みなどの休暇を利用した生活能力向上の訓練を行う「**放課後等デイサービス**」などがあります。
※ **利用者負担金、対象年齢などの要件があります。**
お問合せ ⇒ 《田無庁舎1階》 障害福祉課障害者相談係 042-420-2805

